



令和5年11月10日

宮津市長 城崎雅文様

宮津市特別職報酬等審議会
会長 藤居弘之



市長、副市長及び教育長の給料等について（答申）

令和5年10月19日付け宮総第224号で諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料等について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料

(1) 現状

平成8年10月30日付けの本審議会の答申に基づき、平成9年1月1日から、市長の給料の額は90万円に、副市長の給料の額は73万円に、教育長の給料の額は66万円に改定され、現在に至っている。

その後、今日までの間、本審議会に対して諮問が行われることなく、平成12年12月以降、市長自らの判断として給料カットが行われており、直近では、平成31年4月から令和6年3月までの5年間について、市長、副市長及び教育長の給料の額は、いずれも20%のカットが行われている。

(2) 審議内容

前回改定から26年が経過する中、現下の行財政環境における職務と責任に応じた、あるべき給料の額について、審議を行った。

審議は、市長の給料の額について、①京都府内の自治体及び類似団体で人口規模と財政規模が近似している団体の首長給料の比較、②前回改正の平成9年以降の京都府内の自治体の首長及び一般職職員の給料の改定状況、③京都府内の他の自治体と比較した場合の首長と一般職職員の給料の額の比率、の3つの観点から行った。

また、副市長及び教育長の給料の額については、市長の給料の額に対する比率について、現行の比率及び京都府内の他の自治体における状況を踏まえて、審議を行った。

これらの審議を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料の額は、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達した。

	現行額	答申額
市長	900,000円	820,000円 (80,000円の減額)
副市長	730,000円	670,000円 (60,000円の減額)
教育長	660,000円	600,000円 (60,000円の減額)

2 改定の時期

令和6年4月1日から改定することが適当である。

3 その他

本審議会は、平成8年10月以来、26年ぶりに開催されたが、長きにわたり諮問されなかつたことは誠に遺憾である。

今後は、できるだけ毎年、少なくとも4年に一度は審議会を開催されたい。

(審議会の開催状況)

令和5年10月19日

(審議会委員)

会長	藤居弘之
会長職務代理者	岡田栄三
委員	山口孝幸
	小谷美穂
	京崎操
	上野浩
	三好ゆう

以上